

郡山労働基準監督署発表
令和8年9月18日（金）

【照会先】

郡山労働基準監督署

第一方面主任監督官 池田 剛

○第二方面主任監督官 荒川大希

（電 話）024(922)1370

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

郡山労働基準監督署（署長 荒 徳彦）は、本日、株式会社タムラ及び同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁郡山支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年5月15日、福島県田村市船引町の株式会社タムラ敷地内の倉庫において、同社の労働者に地上から高さ約2.7mの粉粒体運搬車のタンク上で作業を行わせるに当たり、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社タムラ

所 在 地：福島県田村市船引町船引

事 業 内 容：一般貨物自動車運送業

（2）専務取締役 A

2 被疑条文

被疑者株式会社タムラ、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第2項（開口部等の囲い等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和8年5月15日、被疑者株式会社タムラ敷地内の倉庫内に駐車した粉粒体運搬車のタンク上（地上から高さ約2.7m）で、被疑者株式会社タムラの労働者 B に、同タ

ンクに飼料を投入する作業を行わせていたところ、労働者 B が地上に墜落して死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さが 2 m 以上の作業床の端で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所で、囲い等を設けることが著しく困難なときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されていますが、被疑者 A は労働者 B に粉粒体運搬車のタンク上（高さ約 2 . 7 m）の端で作業させるに当たり、このような墜落防止措置を講じていなかった疑いがあるものです。

5 その他

福島労働局は、粉粒体運搬車を使用する事業主に対して別紙 1 のリーフレットを配布し、墜落防止措置を講じるよう周知活動を実施していました。

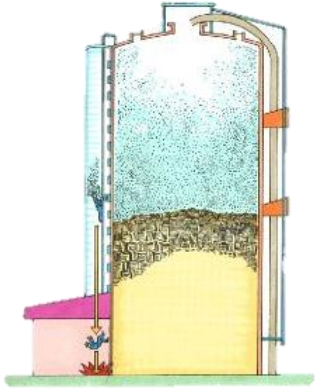
関係法令条文等一覧については別紙 2 のとおりです。

バルク車を使用する事業主のみならず 墜落災害を防止するための対策を実施してください！

バルク車の運転手が積み下ろし作業中に高所から墜落して死亡する労働災害が、全国で発生しています。墜落災害を防止するための対策をしっかりと実施してください。

【災害事例 1】

飼料タンクにバルク車から飼料を入れる作業を行うため梯子を上っている途中、足を踏み外して墜落し、死亡した。
(平成15年2月青森)



参考図（職場のあんぜんサイトから抜粋）

【災害事例 2】

バルク車に荷積みをするため、バルク車のタンクに上がり、タンク投入口とサイロ排出口の連結作業を行っていた労働者が身体のバランスを崩して墜落し、死亡した。
(令和2年2月千葉)



参考図（職場のあんぜんサイトから抜粋）

墜落防止等対策

- 梯子を使用する場合やバルク車の上部に上がる場合には、墜落時保護用の保護帽を着用してください。

・保護帽を着用する場合には、以下の5つのポイントにご留意ください。

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

1 要チェック！
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが脱落しにくくなります！



参考リーフレット

（陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには）

- バルク車の上部や飼料タンクの上部など、高所で作業を行う場合には墜落制止用器具を使用してください。



墜落制止用器具（フルハーネス型）

※荷主などの皆様においては、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主等が管理する施設についてできるだけ施設側に墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置してください。



関係法令条文等一覧

労働安全衛生法

第二十一条（事業者の講ずべき措置等）

- 1 省略
- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、（中略）の規定に違反したとき。
（以下省略）

第百二十二条（罰則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第五百十九条（開口部等の囲い等）

- 1 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。